

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人海技資格協力センター（以下「本センター」という。）定款第16条第3項及び第34条第3項（第35条第4項の規定に基づきこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等の支給並びに費用の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本センターの事務所において勤務する者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財政上の利益及び退職慰労金をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、通勤手当及び手数料等の経費をいう。

(常勤役員に対する報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、職務執行の対価として、報酬等を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、予算の範囲内において、毎年2回特別手当を支給することができる。
- 4 常勤役員が退職したときは、退職慰労金を支給することができる。

(報酬)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表1に定める額とし、各常勤役員の月額は理事会の承認を得て会長が決定する。

(特別手当)

第5条 特別手当は、毎年6月及び12月に支給する。

- 2 常勤役員に対する特別手当の総額は別表2のとおりとし、会長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で各理事に配分するものとする。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死

亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支給する。

2 退職慰労金の額は、別表3に定めるところにより算出される額とする。

(費用の支給)

第7条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については次により支給する。

(1) 常勤役員以外の役員及び評議員が本センターの理事会又は評議員会に出席するとき若しくはその職務によりその他の用務を行うときは、交通費及び旅費を支給する。

(2) 常勤役員がその職務により本センターの事務所以外において用務を行うときは、交通費及び旅費を支給する。

2 交通費及び旅費の支給に関しては、別に定める旅費規程による。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担する常勤役員に対し、その者の1ヶ月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

(新たに役員となった者等の報酬及び費用の支給)

第9条 月の初日以外の日において新たに常勤役員となった者及び月の初日以外の日において常勤役員を退職し又は解任された者に支給するその月の報酬及び通勤手当の額は、日割り計算をもって支給する。ただし、死亡したときは、その月の報酬の全額を支給する。

(顧問の報酬等)

第10条 顧問の報酬及び費用については、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「常勤役員」を「顧問」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、顧問に係る報酬月額は、第4条の規定にかかわらず、10万円を限度として会長が定める額とする。

(公表)

第11条 本センターは、この規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定に基づき公表するものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

別表 1 報酬月額（第 4 条関係）

| 号     | 報酬月額    |
|-------|---------|
| 特 1 号 | 543,000 |
| 特 2 号 | 521,000 |
| 特 3 号 | 477,000 |

別表 2 特別手当（第 5 条関係）

特別手当の総額は、次により算出した額とする。

常勤役員に係る報酬月額の総額 $\times 0.93 \times$ 係数（6 月及び 12 月に職員に支給する賞与の職員 1 人当たり支給割合の合計をいう。）

別表 3 退職慰労金（第 6 条関係）

（1）退職金の算出式

報酬月額 $\times 0.93 \times$ 次号に定める支給割合の合計

（2）支給割合の計算

| 在職期間                                                   | 支給割合                                    |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 4 年まで                                                  | この期間の在職月数の合計を 12 月で除して得た値に 2.5 を乗じて得た値  |
| 4 年を超え 8 年まで                                           | この期間の在職月数の合計を 12 月で除して得た値に 1.25 を乗じて得た値 |
| 8 年を超え 10 年まで                                          | この期間の在職月数の合計を 12 月で除して得た値に 0.63 を乗じて得た値 |
| 在職期間が 10 年を超える場合の支給割合は、上欄の計算にかかわらず、支給割合の合計を 17.00 とする。 |                                         |

この表の計算において小数点第 3 位以下は繰り上げるものとする。

（3）在職期間の計算

- ① 在職期間は、その者が選任又は指名された日の属する月から退職した日の属する月までとする。
- ② 任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職に選任又は指名されたときは、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に選任又は指名されたときも、同様とする。